

令和元年 10 月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第 7 号

令和元年 10 月 28 日午前 10 時香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館 21 階特別会議室に招集する。

令和元年 10 月 21 日

香川県広域水道企業団企業長 浜田 恵造

令和元年 10 月 28 日（月曜日） 午前 10 時 00 分開会

出席議員 26名

大山 一郎 君	中村 順一 君
石川 豊 君	黒島 啓 君
西川 昭吾 君	三野 康祐 君
広瀬 良隆 君	竹内 俊彦 君
神内 茂樹 君	佐藤 好邦 君
内田 俊英 君	横田 隼人 君
村井 孝彦 君	寿賀崎 久 君
大賀 正三 君	高嶋 正朋 君
橋本 守 君	詫間 政司 君
岡本 経治 君	中松 和彦 君
桑井 明人 君	藍川 佳津樹 君
河野 雅廣 君	山下 康二 君
隅岡 美子 君	松下 一美 君

欠席議員 1名

吉峰 幸夫 君

出席関係者

企 業 長 浜 田 恵 造
副 企 業 長 谷 川 俊 博
副 企 業 長 高 木 孝 征
代表監査委員 石 垣 佳 邦

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 議席の指定
- 第 4 議案第 1 号 令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案
- 第 5 議案第 2 号 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 議案第 3 号 香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 議案第 4 号 香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例及び香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 議案第 5 号 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例及び香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 議案第 6 号 香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 議案第 7 号 平成 30 年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について
- 第 11 議案第 8 号 平成 30 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

○議長（大山一郎君）御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。開会に先立ちまして、企業長から、今期定例会招集の御挨拶があります。

浜田企業長。

（企業長浜田恵造君登壇）

○企業長（浜田恵造君）本日、令和元年 10 月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会の提出議案につきましては、予算議案1議案、予算外議案7議案でございます。詳細につきましては、後ほど、高木副企業長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

昨年4月に事業を開始し、広域化の目的である「将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給できる運営基盤の確立」に向け、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、国の交付金を活用した施設整備の推進などに取り組み、おおむね順調に事業運営をスタートすることができたと考えております。本日の議案にもありますが、昨年度決算では、水道事業会計、工業用水道事業会計ともに相応の黒字を確保したところであります。現在、来年4月のブロック統括センター開設に向けた準備に取り組んでいるところであり、より一層の事務の共同化・効率化に努めてまいりたいと考えております。

また、先日の台風15号、台風19号では、日本各地に大きな被害が発生しました。水道施設にも停電や浸水などの被害が発生し、水道水を供給することができない事態が起きました。幸いにも、本県では、こうした被害はなかったものの、改めて、災害に備えた対策の重要性を認識したところであり、より一層、危機管理体制の充実・強化に取り組む必要があると考えております。

今後とも、持続可能な水道事業を構築するため、議員の皆様方におかれましては、当企業団の運営につきましてより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長(大山一郎君)ただいまから令和元年10月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配付のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

- 1、企業長から、地方自治法第292条において準用する同法第149条の規定に基づく議案6件を受理いたしました。
- 1、企業長から、地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づく決算関係書類を受理いたしました。

1、企業長から、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく議案2件を受理いたしました。

1、企業長から、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく報告書を受理いたしました。

1、監査委員から、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2の規定に基づく報告6件を受理いたしました。

以上

○議長（大山一郎君）以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（大山一郎君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において指名いたします。広瀬良隆君、高嶋正朋君、山下康二君の3名を指名いたします。

○議長（大山一郎君）次に、日程第2、「会期決定の件」を議題といたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大山一郎君）御異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（大山一郎君）次に、日程第3「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第2条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席は、ただいま御着席の氏名標のとおり指定いたします。

○議長（大山一郎君）次に、日程第4、議案第1号 から日程第11、議案第8号までを一括議題といたします。副企業長の提案理由の説明を求めます。

高木副企業長。

（副企業長高木孝征君登壇）

○副企業長（高木孝征君）今定例会に提案いたしました議案は、予算議案1議案、予算外議

案7議案の8議案であります。お手元御配布の「議案の概要」により御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。予算議案は、第1号「令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案」でございます。

2 ページをお開き願います。補正予算の概要についてであります。まず、東讃ブロック統括センターの設置場所変更に伴う補正でございます。設置場所が、さぬき市役所・旧津田支所から旧津田幼稚園に変更したことに伴うものであります。次に、西讃ブロック統括センターの敷地内に倉庫を建築することに伴う補正でございます。センターが入居する県三豊合同庁舎について、スペースが不足しているため、同敷地内に倉庫を建築するものであります。

3 ページを御覧ください。債務負担行為であります。東讃ブロック統括センターの設置場所変更に伴う開設準備事業及び施設改修工事、また、三豊地区浄水場運転監視業務委託の準備行為について、債務負担行為を設定するものであります。予算議案の概要につきましては以上でございます。

次に、4 ページをお開き下さい。ここからは、予算外議案について御説明させていただきます。まず、第2号議案「香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」につきましては、令和2年4月に、現在市町ごとに設置している事務所を統合し、5箇所のブロック統括センターとするとともに、「府中事務所」の名称を「広域送水管理センター」に改めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、令和2年4月1日としています。

次の第3号議案の「香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」は、料金の算定や徴収方法、手数料について統一を図るため、また、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されたことに伴い、当該更新手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。具体的には、料金の計量・算定及び徴収を隔月ごとに統一するほか、納入方法を納入通知書、口座振替、クレジットカードによる納付に統一するものです。また、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料について、指定時と同額の1万円に設定するとともに、これまで旧事業体ごとに運用していた、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合の設計審査及び工事検査に係る手数料を統一し、5千円に設定するものです。施行期日は、令和2年4月1日とし、水道法の一部改正に伴う改正については、公布の日としています。

次に、5 ページの第4号議案の「香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する

条例及び香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案」でございます。これは、学校教育法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもので、引用している法律の条項を改めるほか、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格要件について、「専門職大学前期課程」を追加するものなどでございます。施行期日は、公布の日としています。

6 ページをお開き願います。第 5 号議案の「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例及び香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案」は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から「成年被後見人及び被保佐人」が削除されたこと等に伴い、関係条例について該当部分を削除するものでございます。施行期日は、法の施行に合わせ、令和元年 12 月 14 日としています。

次に、第 6 号議案の「香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の資格について、技術士法施行規則の一部改正により、技術士試験の第 2 次試験のうち上下水道部門に係る選択科目から「水道環境」が削除されたことに伴い、同様の改正を行うものでございます。施行期日は、公布の日としています。条例改正議案の概要につきましては以上でございます。

7 ページを御覧ください。ここからは決算関係「決算の認定及び未処分利益剰余金の処分」についてで、まず第 7 号議案の水道事業会計について、その概要を御説明申し上げます。1 の業務量につきましては、給水戸数、給水人口、年間給水量、年間有収水量、いずれもおおむね前年度と同程度であります。また、有収率は 89%程度で推移いたしております。

8 ページをお開き願います。2 の予算執行状況、(1)収益的収支についてであります。収支差引は、税込みで 31 億円余の黒字、給水収益は、217 億円余であります。なお、消費税及び地方消費税納付のため、営業費用から営業外費用へ 1 億 6,800 万円余を流用しております。9 ページを御覧ください。(2)の資本的収支の支出のうち、建設改良費は 112 億円余であります。また、建設改良費の翌年度への繰越額は 90 億円余で、その財源として、注 2 のとおり 12 億円余を国庫補助金、16 億円余を企業債、5 億円余を出資金等、56 億円余を自己資金で賄うこととしております。また、資本的収支の不足額は、105 億円余で、注 1

のとおり当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6 億円余、減債積立金及び建設改良積立金 60 億円余、当年度分損益勘定留保資金 38 億円余で補填するものであります。10 ページをお開き願います。3 の経営成績及び財政状態、(1) 経営成績であります。総費用は、201 億 7,200 万円、総収益は 226 億 1,800 万円で、うち給水収益は、201 億 5,100 万円、また、当年度純利益は 24 億 4,600 万円であります。11 ページを御覧ください。(2) の財政状態であります。資産総額は、2,512 億 6,600 万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は 730 億 4,400 万円、資本は 1,403 億 7,900 万円であります。12 ページをお開き願います。4 の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)であります。平成 30 年度末の未処分利益剰余金残高は、97 億 7,400 万円で、処分(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。18 億 7,700 万円を減債積立金に、18 億 1,700 万円を建設改良積立金に、500 万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、60 億 7,500 万円を資本金に組み入れるものであります。13 ページを御覧ください。5 のキャッシュフローであります。平成 30 年度における、業務活動による増は、116 億円余、投資活動による減は、86 億円余、財務活動による減は 13 億円余で、差引 16 億円余の増となり、期末残高は 354 億円余であります。14 ページをお開き願います。6 の施設整備の概況であります。施設整備の事業費について、平成 30 年度執行額は 101 億円余、翌年度繰越額は 88 億円余で、管路の新設、更新、移設、浄水施設の更新等を実施するほか、柁川ダム建設事業負担金を支出するものであります。これらの財源には、国庫補助金、企業債、他団体出資金・補助金・負担金、自己財源等を充てるものでございます。15 ページを御覧ください。7 の構成団体からの繰入金の状況であります。管路及び配水池等の新設・更新工事等に係る補助金、ダム建設等に係る出資金等、事業収益、資本的収入、合わせて 20 億円余を繰り入れたものでございます。16 ページをお開き願います。「香川県水道広域化基本計画」における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を 3.5 倍以内、同じく内部留保資金の比率を 0.5 程度としておりますが、企業団全体での 30 年度末の実績は、企業債残高の比率が 2.75 倍、内部留保資金の比率が 1.20 となっております。水道事業会計については以上でございます。

17 ページを御覧ください。ここからは、第 8 号議案の「工業用水道事業会計」についてでございます。1 の業務量につきまして、30 年度の給水事業所数は前年度と同じ 38 事業所、また、年間有収水量は 2,151 万立方メートル余で前年度と同程度であります。18 ペー

ジをお開き願います。2の予算執行状況、(1)収益的収支であります。収支差引は、税込み1億8,100万円余の黒字、給水収益は7億9,700万円余であります。19ページを御覧ください。(2)の資本的収支であります。支出のうち、建設改良費は、2億6,100万円余であります。また、建設改良費の翌年度への繰越額は6億2,300万円余で、その財源として注2のとおり1億9,800万円余を企業債、4億2,500万円余を自己資金で賄うこととしております。また、資本的収支の不足額は、4億5,900万円余で、注1のとおり当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,700万円余、減債積立金及び他団体借入金償還積立金2億2,200万円余、当年度分損益勘定留保資金2億1,800万円余で補填するものであります。20ページをお開き願います。3の経営成績及び財政状態、(1)経営成績であります。総費用は、6億1,200万円、総収益は7億7,400万円で、うち給水収益は、7億3,800万円、また、当年度純利益は1億6,200万円であります。21ページを御覧ください。(2)の財政状態であります。資産総額は、95億8,800万円、負債から繰延収益を除いた実質負債は27億4,900万円、資本は59億3,900万円であります。22ページをお開き願います。4の未処分利益剰余金の動き及び処分(案)であります。平成30年度末の未処分利益剰余金残高は、3億8,500万円で、処分(案)のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。5,300万円を減債積立金に、1億900万円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てるほか、2億2,300万円を資本金に組み入れるものであります。23ページを御覧ください。5のキャッシュフローであります。平成30年度における、業務活動による増は、4億9,900万円、投資活動による減は、2億4,300万円、財務活動による減は2億900万円で、差引4,700万円の増となり、期末残高は19億2,600万円であります。24ページをお開き願います。6の施設整備の概況であります。施設整備の事業費について、平成30年度執行額は2億4,100万円余、翌年度繰越額は6億2,400万円余で、管路の更新を実施するもので、これらの財源には、国庫補助金、企業債及び自己財源を充てるものであります。

25ページを御覧ください。最後に資金不足比率の報告であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を報告するものであり、水道事業会計、工業用水道事業会計とも、資金不足の状態にはございません。決算関係の議案、報告につきましては、以上でございます。

以上、提案いたしました議案につきまして、その要旨を御説明いたしました。議員の皆様方におかれましては、御審議の上、よろしく御議決賜りますようお願い申し上げます。

て、説明を終わります。

(降壇)

○**議長（大山一郎君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして、代表監査委員から決算審査及び資金不足比率の審査について概要説明があります。

石垣代表監査委員。

(代表監査委員石垣佳邦君登壇)

○**代表監査委員（石垣佳邦君）** 平成 30 年度香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計決算等について審査を行いましたので、その結果につきまして御説明申し上げます。

資料は、「平成 30 年度香川県広域水道企業団決算審査意見書」、「平成 30 年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書」の 2 分冊になっております。

まず、お手元の「平成 30 年度香川県広域水道企業団決算審査意見書」の 1 ページをお開きください。決算審査に当たりましては、第 1 の 3 「審査の方法」にありますように、決算関係書類の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行等が合理的かつ効率的に行われたかどうかを主眼とし、決算書、関係諸帳簿等を照合するとともに、定期監査及び例月出納検査の結果も参考にし、多角的な視点から審査を行いました。

第 2 の 1 「審査の結果」に記載のとおり、決算書、関係諸帳簿等は、地方公営企業法及び関係法令に基づいて概ね適正に作成されており、当年度における経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示していると認められました。

また、予算の執行及び事業の管理に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って適正に行われ、財政の健全かつ円滑な運営が確保されていると認められました。

続いて、「平成 30 年度決算に基づく香川県広域水道企業団資金不足比率審査意見書」をお開きください。水道事業会計及び工業用水道事業会計の資金不足率につきましては、中段の「第 4 審査の結果及び意見」に記載のとおり、いずれも資金不足の状況にはなっていないことを確認しております。

以上をもちまして、平成 30 年度の決算審査などの概要説明を終えさせていただきます。

(降壇)

○**議長（大山一郎君）** 以上で、決算審査等の概要説明を終わります。

ただ今より、質疑及び一般事務に関する質問を行います。

通告のありました、黒島啓君の発言を許可いたします。

黒島啓君。

(黒島啓君登壇)

○**黒島啓君** それでは議長の許可を得まして、発言させていただきます。2点ほど質問をしたいと思います。1点は水道施設における災害への備えであります。2点目につきましては施設整備計画の見直しについて、お伺いしたいと思います。

企業団では、事業開始を始めて2年目に入っております。今議会には、初年度にあたる決算認定に係る議案が提出されております。水道事業会計、工業用水道事業会計ともに、多少収益率が下がっておりますけれども、相応の黒字額を確保しており、概ね順調に運営されているものと感じております。

しかしながら、水道会計というのは、水道広域化の目的を考えますと、常に長期的な視点と課題を認識しつつ、臨機応変に対処していくことが大切である、このように思います。

中でも水道経営の基盤である施設整備は、多くの費用と時間を要するわけですから、計画的に進めていくことが大変重要であり、できればフォローアップをして、取り組んでいくことが大切である、このように思います。

昨年の西日本豪雨や今年の台風15号、19号等において、浸水や停電などにより、浄水場などが被災し、あるいは影響を受け、多くの地域で断水被害が発生しております。近年の台風の大型化などの状況を見ると、決して他人事ではなく、本県においても、このような台風が起こりうると言われておりますけれども、現実には、小豆島の内海、池田町では、特に内海町において大変な豪雨と災害がありまして、浄水場が被害を受けて長期間にわたって断水した、ということがございます。そこで、今後、県内で同様の事態が発生した場合に備え、企業団としてはどのように問題に取り組もうとしているのかお伺いしたいと思います。

また、2点目は、今年度から施設整備計画等の見直しを行っているとお伺っておりますけれども、様々な観点で検討し、事業の持続可能性をより確かなものにしていかなければなりません。見直しに当たっての考え方、現状と今後のスケジュールについて、あわせてお伺いをいたしたいと、このように思います。

(降壇)

○**議長(大山一郎君)** 理事者の答弁を求めます。

浜田企業長。

(企業長浜田恵造君登壇)

○**企業長（浜田恵造君）** 黒島議員からの御質問にお答えします。

まず、水道施設における災害への備えについてであります。

近年、豪雨や台風により全国各地で大規模な洪水被害が発生しております。

特に、今年の台風災害では、停電の長期化による浄水場等の稼働停止や、河川の大規模氾濫が発生し、浄水場が水没するなど、これまでにない形で大規模な断水被害が発生しており、私といたしましても、改めて、水道における電力供給の重要性と洪水に対する備えの重要性を再認識したところであります。

このような状況に鑑みますと、議員御指摘のとおり、同様の事態は全国のどこにおいても発生し得るものであり、本県においても、同様の事態を想定しながら、必要な対策を進めていかなければなりません。

企業団では、現在、施設の耐震化や緊急時に浄水場間の水融通を可能とする緊急導水連絡管の整備、給水車の追加配備などの対策に取り組んでおりますが、これに加え、停電対策が未実施である浄水場への非常用発電設備の整備に取り組むなどの対策を強化してまいります。

また、浸水対策についても、現在、県で実施している浸水想定区域図の見直しにあわせて、必要な対策を検討してまいります。

万一、停電や浸水被害により断水が生じた場合には、給水車や応急給水所の開設により応急給水を実施するとともに、企業団単独での対応が困難となる場合には、災害協定等に基づき、他県の水道事業体などに応援要請を行い、その被害軽減に努めることとしています。

さらに、こうした対策が、被災時に有効に機能するよう、訓練等を実施してまいります。

今後とも、豪雨や台風などの風水害の際にも、水道事業における県民生活への影響が最小限とすることができるよう、ハード、ソフト両面から対策に取り組んでまいります。

次に、施設整備計画の見直しについてであります。

企業団では、一昨年8月に策定した「香川県水道広域化基本計画」に基づき、水道事業の基盤を強化し、円滑な水融通を行うために必要な施設の整備を「広域水道施設整備事業」として、また、既存施設の更新・耐震化等を図るための事業を「経年施設更新整備事業」として、それぞれ整備計画を定め実施しております。

これらは、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給するための運営基盤の確立に向け要となる事業でありますことから、企業団では、最新の需要予測や近年の度重なる台風災害など種々の状況変化を踏まえ、より経済的・合理的な計画となるよう見直しを行っております。

これまでに、最新の水需要予測や水道施設等の現地精査等を実施すると共に、旧事業体の区域を超えた給水系統の検討や自己水源の有効活用、浄水場等の統廃合などについて検討を進めているところであります。

こうした施設整備計画の見直しに伴い、財政収支への影響につきましても、併せて検討が必要となりますが、令和3年度以降の事業実施に反映できるよう、来年秋頃を目途として、作業を進めてまいります。

また、その検討過程においては、構成団体との協議を行い、企業団議会の御意見を伺いながら、慎重に進めてまいります。

(降壇)

○**議長（大山一郎君）** 理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑及び一般事務に関する質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（大山一郎君）** 御異議なしと認め、これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたします。

○**議長（大山一郎君）** 日程第4、議案第1号から日程第11、議案第8号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○**議長（大山一郎君）** 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○**議長（大山一郎君）** 次に、議案第2号から第6号までの5議案を、一括して起立により採決いたします。これらの5議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大山一郎君）起立全員、よってこれらの5議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第7号及び第8号を一括して起立により採決いたします。これらの2議案を、いずれも原案のとおり認定、可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり認定、可決することに決定いたしました。

○議長（大山一郎君）以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。

御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。これをもって、今期定例会を閉会いたします。

午前10時33分閉会

会議録署名議員

議 長 大 山 一 郎

議 員 広 瀬 良 隆

議 員 高 嶋 正 朋

議 員 山 下 康 二